

大情審答申第 381 号
平成 27 年 3 月 13 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求のうち公文書を保有していると判断したものについては別表の（き）欄に記載の公文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき別表の（か）欄に記載の公開決定を、また、本件各請求のうち公文書を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、同条第 2 項に基づき別表の（か）欄に記載の不存在による非公開決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 本件異議申立人に係るこれまでの経過について

当審査会は、本件異議申立人に関して平成21年2月16日付け大情審答申第236号をはじめとして、平成26年5月23日付け大情審答申第368号に至るまで、212件の諮問案件について19件の答申を行っているが、当審査会の判断は次のとおりであり、本件異議申立人に関するこれまでの諮問案件において、他に特定すべき公文書が存在していると判断した事例はなかった。

(1) 212件の諮問案件のうち、154件については、他に特定すべき公文書が存在しないことを理由に実施機関が行った公開決定及び不存在による非公開決定が妥当であると判断している。

(2) また、残る58件の諮問案件のうち42件については、公開請求が不適法であるとして実施機関が行った公開請求却下決定が妥当であると判断しており、15件については、異議申立てが不適法であることから却下すべきであると判断している。

(3) 残る1件については、平成22年6月29日付け大情審答申第274号により、請求の対象が公文書に該当しないこと並びに公文書が特定できないこと及び補正に応じなかったことを理由に実施機関が行った公開請求却下決定について、対象文書の存否を含め、改めて公開決定等を行うべきであると判断している。

実施機関は、この答申の趣旨を踏まえ、不存在による非公開決定を行っているが、平成23年6月29日付け大情審答申第293号により、当該決定が妥当であると判断している。

3 争点

本件各異議申立てにおける争点は、本件各決定のうち公開決定については、別表の（き）欄に記載の公文書以外に特定すべき公文書の存否であり、また、本件各決定のうち不存在による非公開決定については、特定すべき公文書の存否である。

4 本件各決定の妥当性について

(1) 当審査会において、別表の（え）欄に記載の請求する公文書の件名又は内容、別表の（き）欄に記載の公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由、別表の（け）欄に記載の異議申立人の主張、別表の（こ）欄に記載の実施

機関の主張を見分したところ、本件各決定はその全てが次のいずれかに該当すると認められるものであった。

ア 当審査会が、過去に本件異議申立人に関して行った答申と同種の公開請求であると認められるもの

イ 公開請求の内容が具体的な公文書名を記載したものであり、実施機関が当該公文書を特定した上で公開決定を行ったにもかかわらず異議申立てがなされているもの

ウ 実施機関の職員が異議申立人に対して行った行為や発言等の根拠を求める趣旨の公開請求等をはじめ、公開決定については、他に特定すべき公文書が存在しないことが、不存在による非公開決定については、公開請求について特定すべき公文書が存在しないことが、それぞれ明らかであるもの

(2) 以上を踏まえると、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求は、探索するまでもなく、他に特定すべき公文書が存在しないことは明白であり、別表の（こ）欄に記載の実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 金井美智子、委員 小林邦子、委員 西村枝美、委員 坂本 団、委員 上田健介